

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
4. 署 名 委 員
 - 5 番 森安 かな 委員 6 番 大饗 安政 委員
5. 議 事

○石原会長

議案第 21 号農地法 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、6-34 草加委員説明願います。

○草加委員

6-34 について 4 番草加が説明します。

| | | | | | | |
|--------|----------------------|------|------|-----|------|----------------------|
| 土地の所在地 | 東片上 落岩 1114-1 | 登記地目 | 現況地目 | 共に田 | 登記面積 | 1,176 m ² |
| 譲受人 | 東片上▲▲▲番▲ | ●● | ●● | ▲▲歳 | | |
| 譲渡人 | 東片上▲▲▲番地▲ | ●● | ●● | ▲▲歳 | | |
| 譲受理由 | 増反による | | | | | |
| 譲渡理由 | 労力不足 | | | | | |
| 耕作面積 | 4,421 m ² | | | | | |
| 家族数 | 3 人 | | | | | |

場所は地図の 3 条の 34 をご覧ください。中央を赤穂線が通っております。線路沿いの黒い建物はタイムです。その下にあるのが備前市の都市計画道で赤いマークの場所が現地であります。この土地の左側と北側が譲受人の土地でこういう一連のつながりが持てるようになったというわけです。そしてこの後 13 ページになりますが、農地法 18 条により賃貸借をこの二人の間で結んでおりました。この譲渡人の件は終活によるものでそれを着々と計画されておりました。つまり跡継ぎがないという問題です。以上説明を終わります。ご審議の上ご議決賜りますようお願いいたします。

○石原会長

では、事務局調査書の方お願いします。

○事務局難波

議案第 21 号 受付番号 6-34 番、所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

6-34 につきましてご意見ご質問あればちょうだいします。

譲渡人は先輩 OB ですね、お元気ですか。

○草加委員

元気にやっておられます。

○石原会長

何がございませうか。ないようですので6-34についてご判断願ひませう。許可相当とお考えの委員さん挙手願ひませう。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね。許可といたしませう。
続きませうて6-35に参ります。松本委員説明願ひませう。

○松本委員

6-35について20番松本が説明しませう。

| | | | |
|--------|-------------------------|-----------|--------------------|
| 土地の所在地 | 閑谷 往還下 1595 登記地目現況地目共に田 | 登記面積 | 530 m ² |
| 譲受人 | 友延▲▲▲番地 | ●● ●● ▲▲歳 | |
| 譲渡人 | 広島県福山市千田町▲丁目▲▲番▲▲-▲号 | ● ●● ▲▲歳 | |
| 譲受理由 | 新規就農 | | |
| 譲渡理由 | 耕作不便 | | |
| 耕作面積 | 0 m ² | | |
| 家族数 | 1人 | | |

譲受人に關しましては倉敷から友延地内に移住し、現在は備前市内の会社に勤務しておられます。許可が下りれば本人としてはこの土地でぶどう栽培をしたいということだす。栽培の技術につきましては親戚がしておられますのでそこでアルバイトをしてある程度の技術は持っているそうです。尚、耕作機械については小さいものは購入、大きいトラクターについてはリースもしくは近所の農家の方から借りるようだす。耕作についての人数ですが、現在1人となっていますが、本人まだ会社に勤めているので忙しいときには倉敷から父親が手伝いに来ると聞いておられます。また、上手くいけば友延地内に農家カフェをやりたいという希望もあるようだす。1圃場でも不耕作の所が耕作地になればいいんじゃないかなと考えておられます。以上だす。

○石原会長

では、事務局調査書の方願ひしませう。

○事務局難波

議案第21号、受付番号6-35番、所有権移転だす。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えませう。以上だす。

○石原会長

それでは、6-35についてご意見ご質問あればちょうだいしませう。

特にありませんか。事務局さん調査書の方で申請時は譲渡人がこれまで栽培を行っていたが譲受人も同様の栽培を行う計画であるということはぶどう栽培してた？そういう意味じゃないの。

○事務局難波

維持管理のみで栽培はされていません。誤植でございませう。すみませうでした。

○石原会長

さっきの草加委員戻るんですが、農地利用は何をなさるんですか。

○草加委員
水稻です。

○石原会長
他にありませんか。
では6-35許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね。許可といたします。
続きまして6-36に参ります。森本委員説明願います。

○森本委員
6-36について説明させていただきます。

| | | | | | | |
|--------|------------------|--------------------|--------|------------|------|--------------------|
| 土地の所在地 | 日生町寒河 | ウジナ屋敷 | 3645-2 | 登記地目畑現況地目田 | 登記面積 | 178 m ² |
| 譲受人 | 岡山市東区金岡西町▲▲▲番地▲ | ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ | ●● | ●● | ▲▲ | 歳 |
| 譲渡人 | 岡山市中区海吉▲▲▲番地▲ | | ●● | ●● | ▲▲ | 歳 |
| 譲受理由 | 新規就農 | | | | | |
| 譲渡理由 | 耕作不便 | | | | | |
| 耕作面積 | 0 m ² | | | | | |
| 家族数 | 3人 | | | | | |

譲渡人は現在市外に住んでおられ耕作が出来ないため申請地は防草シートを敷いております。地図をご覧ください。隣接する宅地空き家に自己用の住宅を建設し、家庭菜園用地として利用します。下の黒塗りのところは実家です。実家に軽トラック、小型耕運機、農業用具はあり、母に教えてもらいながら野菜作りをしますということです。実家から東へ約400m行きますと国道200号線があり、東小学校もあります。以上説明を終わらせて頂きます。ご審議の上ご議決賜りますようお願いいたします。

○石原会長
では、事務局調査書の方願います。

○事務局難波
議案第21号、受付番号6-36番、所有権移転です。
農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長
6-36につきましてご意見ご質問あればちょうだいします。
はい、高取委員。

○高取委員

登記地目は畑になつとるんですけど、現況は田で間違いないですか。

○事務局難波

農地台帳では登記地目畑、現況地目田になっておりますが、現地を確認してところ、水を張れるような状態ではなく畑という現況でした。ここで正しいのは畑が現況で、高取委員のご指摘のとおりかと思ひます。

○石原会長

高取委員よろしいですか。家に囲まれた所だもんね。写真を見ても。ご指摘ありがとうございます。わかりました。ないようですので、6-36 許可相当とお考えの委員さん挙手願ひます。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第 22 号農地法 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について受付番号 6-9 吉形委員説明願ひます。

○吉形委員

6-9 について 3 番吉形が説明します。

| | | | |
|--------|-----------------------------|------------|-------------------------|
| 土地の所在地 | 香登西 鋤之元 5-1 | 登記地目畑現況地目田 | 登記面積 608 m ² |
| | 香登西 鋤之元 6-1 | 登記地目畑現況地目田 | 登記面積 660 m ² |
| 譲受人 | 岡山市北区伊福▲丁目▲▲番▲▲号 | | |
| | ●●●●●●●●株式会社 | 代表取締役 | ●● ●● |
| 譲渡人 | 香登西▲▲▲番地 | ● ●● ▲▲歳 | |
| | 兵庫県赤穂市松原町▲番地▲▲ | ●● ●● ▲▲歳 | |
| 転用目的 | 自動車販売店舗及び自動車修理工場 | | |
| 施設概要 | 店舗 1 棟 1,268 m ² | | |
| 農地区分 | 3 種 | | |

地図は香登のニノ樋の●●●●の横になります。増築です。以上です。

○石原会長

はい、では事務局の方から補足説明願ひます。

○事務局難波

議案第 22 号 受付番号 6-9、5 条農地転用です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第 3 種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど吉形委員からご説明のあったとおり、申請人の自動車販売店舗及び自動車修理工場ということありますので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲億▲▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

○森本委員

●●●●さんは、この土地は母親の妹の名義でその方が亡くなって相続されていまして、寒河の方に住まいがありませんので、処分するという意味であっせん希望をされたと思います。

○石原会長

大体、ここに挙がっている田畑についてはどのような状況なんですか。

○森本委員

以前近所の方が水稲を作付けされたり、管理はされていまして。私が見た限りではそのように思います。

○石原会長

はい、ではそういうことだそうです。では次に参ります。農地法 18 条の規定による合意解約通知について、先程草加委員が触れておられた片上の案件、下は鶴海の案件です。

以上を持ちまして今日の審議を終了いたします。では事務局に鹿久居島における違反転用の報告について続きます。

○事務局難波

5 番議事、鹿久居島における違反転用の報告についてということで、昨年 9 月の総会で報告と方針を協議させて頂きましたが、このことについて同月 9 月に所有者と施工代理人に 9 月の総会で決まった事の内容の方針を説明させて頂きました。これを踏まえまして施工者に原状回復の素案の提出を今現在求めています。提出されましたら、本総会で報告させて頂きますので、よろしくお願いいたします。報告でした。

○石原会長

今の鹿久居島の件についてご意見、ご質問ございますか。櫻本副会長いかがでしょうか。

○櫻本委員

新しく申請されて先月皆さんの意見を聞いた一年間は許可を出さんという方針で行かれるということですね。

○石原会長

それはこの間の審議でこちらの委員会としてそう考えていいですかね。

○坂本事務局長

先月の皆さんのご意見を最終的には決を採ったという形になっておりまして、方針といたしまして 1 年間は許可を出さないということでございます。現状復旧についてこの方たちがどのような計画をしてくるか、というところになるかと思っております。こちらについては計画を出していただかないと判断がつかないだろうということですので、色々農地法以外にも違反している部分もございますが、まずはこちらの農業委員会でその部分を協議をして判断するというところでございます。こちらから提示をするというのではなく、現状復旧についてはまず計画を出すということをご依頼しているというところでございます。方針については最初のとおりでございます。

○石原会長

運び方については何かありますか？櫻本委員。

○櫻本委員

新規に申請されるより前にどのように復旧をされるかということを出されてそれがOKになって申請という運びでしょ。

○坂本事務局長

はい、そのように考えております。

○櫻本委員

はい、分かりました。

○石原会長

あと他にご意見ある方いらっしゃいます？はい、ないようですので鹿久居島の案件は報告案件とさせていただきます。では閉会してその他へと行きます。よろしく願いいたします。

6. 閉 会

7. そ の 他

- ・ 次回、農業委員会総会の開催について
- ・ 農地利用促進計画への移行について
- ・ 最適化活動の報告について
- ・ 農地パトロールの進捗状況について
- ・ 市町村農業委員・農地利用最適化推進員研修会の開催について

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 5番 森安 かな 委員

備前市農業委員会委員 6番 大饗 安政 委員